

## 近世大坂の都市域の拡大に関する一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学日本史学会 公開日: 2022-08-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉元, 加奈美 メールアドレス: 所属: 京都精華大学
URL	<a href="https://doi.org/10.24544/ocu.20220823-013">https://doi.org/10.24544/ocu.20220823-013</a>

<b>Title</b>	近世大坂の都市域の拡大に関する一考察
<b>Author</b>	吉元, 加奈美
<b>Citation</b>	市大日本史. 25 卷, p.32-55.
<b>Issue Date</b>	2022-05
<b>ISSN</b>	1348-4508
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学日本史学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University

## 近世大坂の都市域の拡大に関する一考察

吉 元 加奈美

### はじめに

近世大坂の形成過程は、一七世紀初頭の堀川開削に伴う宅地整備によって都市の大枠が完成し、一八世紀初期から半ばにかけて、都市外縁部の新地開発が実施された、と整理できる。こうした大規模開発を軸とした理解を前提として、本稿では一七世紀半ば〜一八世紀初期の道頓堀東側（西横堀川より東側）の南岸部、とくに芝居町である立慶町・吉左衛門町周辺を対象として、都市域の拡大過程を分析する。本稿が対象とする地域を図1に示したので、適宜参照されたい。

大坂随一の繁華街として発展した道頓堀の芝居町とその周辺については、芝居興業をめぐる社会構造<sup>①</sup>や、この地域に数多く存在した茶屋（遊女商売を黙認された業態）を主軸とした考察<sup>②</sup>など、数多くの研究蓄積がある。そのなかでも、本稿の課題に深く関わる成果として、道頓堀と周辺地域の開発過程を以下にまとめる。

道頓堀は、近世の都市域の南端部を東西に流れる堀川で、慶長一七年（一六一二）に開発用地（東西二八町・南北八〇間）を与えられた安井九兵衛・平野藤次・成安道頓・安井治兵衛によって堀川造成が開始された。そして大坂夏の陣後、元和元年（一六一五）に安井九兵衛と

平野藤次によって完成し、兩岸の宅地開発がすすめられた。内田九州男氏は、道頓堀を含む近世初頭の都市開発を分析し、有力町人の財力に依拠した、堀川開削と連動した宅地造成によって、近世大坂の骨組みが形成されたことを明らかにした。<sup>③</sup>

また、安井家文書の分析によって、安井・平野両氏の開発用地との関わり方を分析した塚田孝氏は、家屋敷（土地）の造成は彼らの主導で実施され、その売却代金が彼らの収益となったことを明らかにした。そして、家屋敷を買得した者のなかでも定着した家持町人が、後の町年寄に繋がる「下年寄」となり、安井・平野の指図のもとで、一定範囲の管轄を担ったとの見解を示した。<sup>④</sup>

そして、二〇一二年に新たに安井九兵衛関係文書（大阪歴史博物館「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」）が発見され、一七世紀初期の水帳をはじめとする豊富な道頓堀関係史料が含まれていたことで、それらを精緻に分析した八木滋氏によって、さらに研究が深められた。<sup>⑤</sup>

まず、道頓堀周辺の開発において、家屋敷の買い手がつかず、宅地化がうまく進まなかった場所（明屋敷）は、寛永八年（一六三一）までに年貢地（代官所支配）となったことを明らかにした上で、明屋敷の再開発過程を分析した。明屋敷は道頓堀の東西両端に多かったが、

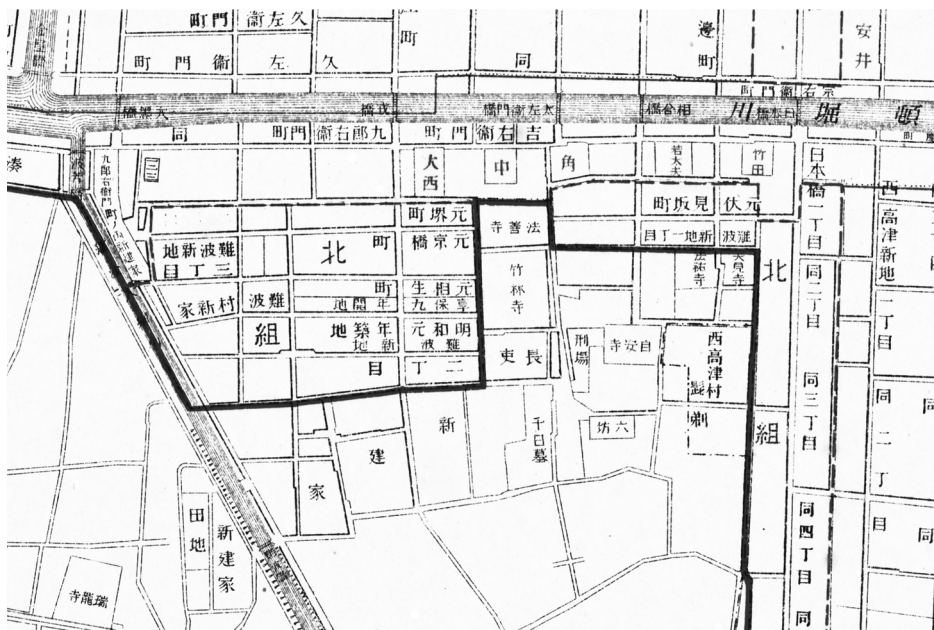


図1 本稿で分析する道頓堀東側南岸の様子

出典 『大阪市史』(大阪市、1915年)の「附図」のうち、天保14年(1843)の大坂三郷図(国立国会図書館デジタルコレクション)。

※なお、実際は中之芝居(図中の「中」)のすぐ南側の空白部分も法善寺境内の一部であるが、この地図では誤って吉左衛門町の町域の一部のように描かれている。

道頓堀東側のうち、島之内に連続する久左衛門町や宗右衛門町、その南岸の立慶町や吉左衛門町でも部分的に存在した。この四町の明屋敷は、居宅とすることを望む町人によって、寛永一十七年に大坂町奉行所へ再開発の願がなされ、許可を得た上で宅地化された。八木氏は、この時の立慶町・吉左衛門町の再開発地が、後年に芝居小屋が建つ場所にあたることから、再開発後に賑いをもたらすために芝居小屋が誘致されたことによって、両町が芝居町として展開したと見通している。

また、道頓堀両端の再開発と町の成立、安井・平野両家の支配をうける「川八町」の成立過程など、一七世紀の道頓堀周辺地域の展開について、数多くの事実を解明した。

一八世紀以降の道頓堀周辺についても見ておきたい。一八世紀初期には、替地(何らかの事情で元の場所から町が移転すること)によって、立慶町・吉左衛門町・九郎右衛門町南部に、元伏見坂町(元禄一六年(一七〇三))、本堺町・本京橋町・本相生町(享保八年(一七三三))が成立した。そして、明和元年(一七六四)には、さらにその南部が開発され、難波新地一〜三丁目が開発された。難波新地は、開発の出願者であり請負人である金田屋庄助によって開発されたもので、繁華街周辺の都市域を拡大させることを狙った開発と言えよう<sup>6)</sup>。

このように、道頓堀周辺の開発過程は明らかにされていることも多い。しかし、本稿では、当該地域が一七世紀後半以降、芝居町を中心とする繁華街として発展していくなかで、家持町人(地主)の日々の営みや土地活用の意向によって生じた都市域の拡張に注目する。この分析を通して、近世大坂の形成過程の理解を深化させることを目指す。

具体的に取り上げるのは、元禄一六年の元伏見坂町の替地と、吉左衛門町・九郎右衛門町の裏側(南側)への町域拡張である。元伏見坂

町の替地先は立慶町の南裏で、もともとは難波村・西高津村両村領の田畑であったが、伏見坂町の町人たちが土地を買得して町が成立した。また、吉左衛門町・九郎右衛門町の南裏も難波村領の畑地であるが、一七世紀後半以降、両町の家持町人による土地所持と借地が徐々に拡大した。このように、道頓堀東部南岸の町域拡大は、南接する難波村領の都市域の編入でもあった。

そのため本稿では、難波村の戸長を務めた成舞家に伝来した「成舞家文書」(大阪城天守閣)を分析の中心とする。難波村は村高約一七〇〇石の大村で、宝永四年(一七〇七)〜享保元年(一七一六)に間部詮房の支配地となった以外は、幕領(大坂代官所支配)である。<sup>①</sup>

「成舞家文書」には、村領の一部が都市域として開発され、町奉行所支配の都市域へ編入される事例に関する記録が豊富に残されている。そのなかから「伏見坂町一件」と、「古来々新建家目論見一件」のうち「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」<sup>②</sup>を分析対象とする。いずれも、一九世紀初頭の庄屋甚左衛門が、それぞれの事例について、その当時に作成された証文や口上書、村役人の役務日記などの関係史料を編さんしたものである。各事例の経過がごく詳細に記されており、かつ原史料も豊富に写し取られていることから、当時の状況を分析できる史料と言える。

以下では、第一節で元伏見坂町の替地について、第二節で吉左衛門町・九郎右衛門町裏側の町域拡大について分析する。

## 第一章 元伏見坂町一件 — 立慶町南裏の町場化 —

### (一) 一件の概要

本節で分析する「伏見坂町一件」には、①替地先の地主と伏見坂町

の家持町人の間で交わされた替地用地に関する証文類、②元伏見坂町の「茶屋商売御免」の願書、③替地に至る経緯を説明した口上書、などが写し取られている。また、これらの史料が作成・提出されるまでの経緯や交渉過程も、日記調の記事で記録されている。それでは、替地以前の伏見坂町と替地の経緯を概観しよう。<sup>④</sup>

もともと伏見坂町は、元和五年(一六一九)年に「御公方様御上意ニ而大坂繁昌」のために、伏見から連れてこられた町人が居住した、玉造に位置した町である。しかし、洪水のたびに家作が損傷し、困窮した町人たちは他町に借屋住まいをして、伏見坂町の屋敷地で耕作するようになった。そのため、正保元年(一六四四)には当時の町奉行である久貝因幡守によって、大坂三郷の町々が負担する「御公役」に加えて、年貢も賦課されてしまった。両役負担によって一層

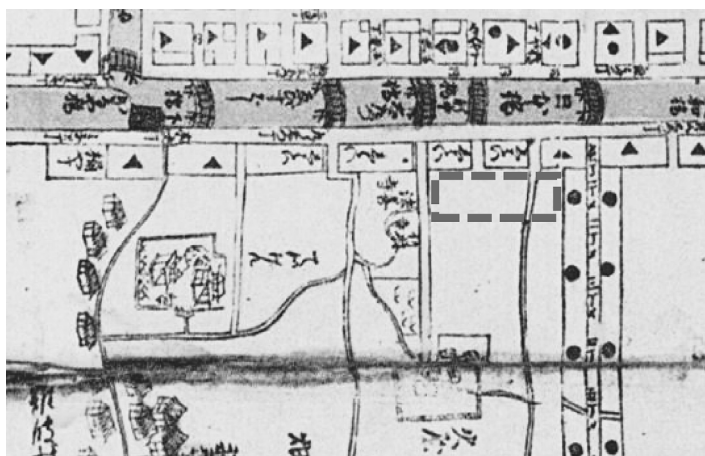


図2 元禄初期の替地先(点線部)

出典 「大阪古地図集成」(玉置豊次郎『大阪建設史夜話』(大阪都市協会、1980年)の付図)の第4図である元禄4年作成の「新撰増補大坂絵図」(大阪市立図書館デジタルアーカイブ)を加工して作成。

困窮した町人たちは、設楽肥前守が町奉行を務めた時期（延宝七年）貞享三年（一六七九〜一六八六）より度々替地を願ひ出た。そして、元禄一五年（一七〇二）閏八月二一日に、ようやく幕府から替地の裁許が下り、翌年に替地が完了、町名も「元伏見坂町」と改められた。

元伏見坂町となる場所の替地以前の状況を、元禄四年に作成された古地図をもとに確認しよう（図2）。替地先の南側には田畑が広がるのに対して、北側には芝居町である立慶町・吉左衛門町（「しはい」の文字が見える）が存在する。この両町を含む道頓堀兩岸の町々は、延宝二年（一六七四）以降、茶屋営業許可地に指定されており、伏見坂町が替地を希望しはじめる時期には、替地先周辺が繁華街として発展していたと考えられる。ここでは、伏見坂町の町人たちが、こうした繁華街近辺への替地を希望したことを押さえておきたい。

（2）替地が実現するまでの経緯

替地を実現するためには、替地先の土地を地主から譲り受ける必要があった。江戸からの替地の裁許は元禄一五年であるが、土地買得をめぐる交渉は、元禄一〇年には開始されていた。この替地用地の買得資金として、伏見坂町は元禄九年に金一〇〇両を町借している。

表1は、替地用地の地主の一覧である。このうち、西高津村の地主の承諾はすぐに得られたものの、難波村領の地主との交渉は難航した。ここで、難波村領の地主の意向を確認するために、元禄一〇年に彼らが難波村庄屋甚左衛門に提出した一札を確認する（史料1）。庄屋宛であるのは、伏見坂町の町人と地主との交渉を庄屋が仲介したためである。伏見坂町の替地は、村領の大坂三郷への編入であり、単なる個人間の土地売買とは異なる。そのため、村の代表として庄屋が仲介にあたったのである。

【史料1】

覚

一、伏見坂町替地之儀ニ付、立慶町裏ニ而東西は法善寺前ガ長町西裏迄南北畑之面三拾四間余、右之内下難波村領我々所持之畑地所望いたされ、此度其方江伏見坂町丁人衆申来候よし、其段御申聞せ候処、何れも拾年所持之畑地ニ付難放候得共、伏見坂町願之場処ニ有之候間、畑地半分ハ壹反ニ付代銀壹貫目宛ニいたし讓可申候、残半分通ハ地方之町屋ニ致度と我々望申候得共、其儀は不罷成義ニ付、町地ニ何れも望申候半分之所を壹反ニ付代銀貳貫目宛、半分ハ壹貫目宛兩様之直段ニ而、伏見坂町ガ其方江達而被申候ニ付、何れも無是悲右之通ニ而讓申答ニ相究、別証之得心判取相済次第ニ、伏見坂町丁人江為可申通、如斯ニ候、以上、

元禄十年丑九月

備後町	吉野屋庄左衛門
代	次右衛門
立慶町	河内屋六左衛門
	穴喰屋徳右衛門
西高津村	八兵衛
鱸谷	長門屋九郎兵衛
下難波村甚左衛門代	
畑支配人	平兵衛
同村	治右衛門
下難波村庄屋	新右衛門
甚左衛門殿	印

表1 伏見坂町の替地希望地の地主の一覧

難波村領地主

	居所	地主名	所持地面積	代銀	備考
地主A	備後町	吉野屋庄左衛門・父宗寿	(2反6畝7歩)	—	父宗寿が不得心。
地主B	立慶町	河内屋六左衛門	1反2畝0歩	1貫800目	「内証銀」受け取り。
地主C	三軒屋町	穴喰屋徳右衛門	1反9畝8歩	1貫500目	—
地主Cの 質取主	久太郎町 (不明)	難波屋吉右衛門 関東屋左次兵衛		890匁	—
				(不明)※1	—
地主D	西高津村	八兵衛	1反1畝6歩	1貫680目	—
地主E	鰻谷	福永(長門屋)九郎兵衛	5畝0歩	800目	内11歩は家屋敷1に入れ込んでい る。「内証銀」受け取り。
地主F	難波村	庄屋甚左衛門	6畝16歩	980目	土地譲り渡し証文の連印は、代人 平兵衛(畑支配人)。
地主G	難波村	難波村惣名代 治右衛門	23歩	115匁	家屋敷1に入れ込みの土地カ。
合計			8反1畝0歩	7貫765匁	

「伏見坂町一件」をもとに作成。

※1 伏見坂町が支払う地代銀は1反あたり銀1貫500目なので、1反9畝8歩の地代銀は2貫890目となる。  
そのため計算上は、関東屋は銀500目を受け取ったものと推定できる。

西高津村領

	居所	地主名
地主1	西高津村	百姓庄右衛門
地主2	西高津村	百姓又兵衛
地主3	西高津村	百姓治左衛門
地主4	西高津村	百姓小兵衛
地主5	大坂日本橋	山城屋六左衛門

「伏見坂町一件」をもとに作成。

まず注目されるのは、難波村領の地主に占める大坂町人の多さである。伏見坂町が替地先に選んだ「畑地」は、芝居町である立慶町に連続することから、大坂町人にとっても価値のある土地として認識されていたのであろう。

史料1で地主たちは、長く所持してきた土地であるため譲ることを渋りながらも、伏見坂町が望むことから、替地用地の半分は壱反あたり銀壱貫目で譲り、残り半分は「地方之町屋」にしたいと申し出た(傍線部)。「地方之町屋」とは、村領のまま年貢地に立

つ町家として開発したい、ということであろう。そうすれば自分たちの所持地のまま宅地開発が可能となる。難波村の畑地であることから、宅地としての利用はできなかったが、替地として市街地化が認められたのであれば、なんとか土地の利権を手放さず、自らが地主として借屋経営を行いたいという意向がよく表れている。

しかし、この主張は認められず、土地の半分を一反あたり銀二貫目、残る半分は一反あたり銀一貫目という「両様之直段」で売却することになった。地主たちの主張が通らなかったのは、大坂町奉行所が替地を認める方針を固め、江戸の裁許を待っただけの段階に至っていたからであろう。「両様之直段」設定は、地主への配慮だったのかもしれないが、翌年以降は、一律一反あたり銀一貫五〇〇目に変更されている。

史料1の連印を見ると、立慶町の河内屋六左衛門、穴喰屋徳右衛門、鰻谷の長門屋九郎兵衛の押印は無い。つまり、交渉の結果、押印のある地主の承諾は得られたものの、この三名の売却への同意は得られなかったのである。

伏見坂町は、翌年からは不得心の地主と直接話し合い、同年一月までに全員からの同意を得ることができた。ところが、江戸からの裁許は、それから四年後の元禄一五年であったため、裁許後に改めて伏見坂町と地主の間で交渉が必要となった。なお、替地用地の地主を、表1に整理した。

裁許の二日後から始まった交渉の相手は、この段階で土地の売り渡しに反対する、表1の地主A・B・C・Eである。裁許を得られた以上、速やかに替地を実施できるように、庄屋甚左衛門の協力も得ながら交渉を進め、一〇月一九日には地主B・E、同日二日に地主Aから土地の譲り渡し証文を受け取り、土地代金の支払いを終えた。最も

難航したのは地主Cとの交渉であったが、一〇月末には代官の介入もあり、一月四日に土地を買得ることができた。

そして元禄一六年五月二一日、町奉行所と代官所の双方の役人の立ち合いのもと、伏見坂町の替地先の間数改めが行われ、町域にあたる範囲に杭打ちがなされた。その三日後、伏見坂町の替地用地の帳切（土地所持者の名義変更）も完了し、正式に元伏見坂町が立慶町南裏に成立した。なお、伏見坂町の希望で難波村領を替地先としたことから、元伏見坂町は年貢と町役の両方が課されることになった。元伏見坂町の町域のうち、どの程度が西高津村領であったかは判然としないが、少なくとも、難波村領だけで八反一畝（分米八石八斗五升三合）分の年貢を毎年負担し、それに加えて町役も負担したのである。

以上が替地実現までの経緯である。伏見坂町が替地用地を買得るためには、地主との長期間にわたる交渉が必要となったが、地主が土地の売却を渋る背景には、立慶町裏の難波村領の畑地が、都市大坂の町人にとっても資本としての価値があったことがあった。この点をより深く理解するために、次項では、地主たちの意向を分析したい。

### （3）地主の意向

ここでは、詳しい事情が分かる三軒家町穴喰屋徳右衛門（地主C）と、鰻谷福永（長門屋）九郎兵衛（地主E）の事例を検討する。

穴喰屋は、替地用地にあたる土地を担保に借銀をしていたが、返済が滞り、元禄一一年（一六九八）には貸主である関東屋左次兵衛と難波屋吉右衛門のもとに、土地は質流れとなった。そのため、伏見坂町の交渉相手は質取主の関東屋・難波屋となるはずであるが、質流れの際に穴喰屋と関東屋・難波屋の間で交わされた一札（史料2）があったことから、穴喰屋も伏見坂町への土地売却に干渉してきた。

### 【史料2】

#### 一札之事

一、道頓堀千日竹林寺向字東河原と申候田地式ヶ所ニ而合三反五畝八步分米三石五斗五升九合ニ而御座候処、銀四貫八百目之質物ニ取り置候処、銀子返弁遅滞ニ付、此方へ畑受取申候、然共右三反五畝八步之田地大道ばたニ而南北六拾間程東之入ハ不同有之候、南三拾間口ハ右銀高之内ニ而式貫五百目ニ永代譲を受申候、北之分ハ不殘銀式貫三百目ニ相究、来卯三月迄之内右之銀ニ月壹分式之利足加へ返弁被成候ハ、帳面切替、北之方ハ其方江相戻シ可申候、但、町屋敷ニ相叶候ハ、右約束之通無相違相戻シ可申候、一、其外之儀ニ付其方勝手ニ而右之畑北ニ而三拾間口之処戻シ申様ニと思召候ハ、銀三貫式百目ニ月壹分式之利足加へ御渡可被成候、左候ハ、北ニ而三拾間程相戻シ可申候、為後日證文仍而如件、  
元禄十一年寅三月廿五日  
関東屋左次兵衛  
難波屋吉右衛門

穴喰屋徳右衛門殿

史料2によると、四貫八〇〇目の借銀の担保となった三反五畝八步（二筆合計）の土地について、南側三〇間分は借銀二貫五〇〇目相当分として関東屋・難波屋に譲るが、替地先にあたる北側の土地（借銀二貫三〇〇目相当。表1の一反九畝八步にあたるか）は、この土地が伏見坂町の替地用地となることを前提に、穴喰屋が土地を受け戻す条件を定めている。

一条目の後半は、一年後の元禄一二年三月までに替地が実現した場合の条件であり、「月壹歩式之利足」、つまり、元銀に、毎月一〇〇匁



あたり銀一分二厘（銀二七匁六分。借銀の二・二%相当。）の利息を添えて返済すれば、穴喰屋の元に土地を戻す、というものである。二条目は、元禄一二年三月以降に穴喰屋の事情で土地を受け戻す場合で、三貫二〇〇目に「月壹歩式之利足（ひと月あたり銀三八匁四分）」を追加して返済すれば土地を戻す、というものである。

替地が実現したのは元禄一五年なので、二条目の条件が適用される。つまり、三貫二〇〇目と利息を関東屋・難波屋に渡せば、替地用地にあたる土地を受け戻すことができるが、それを伏見坂町に売却しても、受け取れる土地代銀は三貫目にも及ばず、穴喰屋の損失となる。ところが穴喰屋は、伏見坂町に土地が売却されることで、土地を受け戻せる権利が否定されることは認めがたいと主張した。つまり穴喰屋は、借銀と利息を返済することなく、伏見坂町へ売却されることで、穴喰屋が土地を受け戻す権利が消滅する見返りとして、幾ばくかの金銭を受け取りたいと主張したのである。

当然、関東屋・難波屋は納得せず、元禄一五年一〇月二日に大坂町奉行所へ出訴した。内済にむけて庄屋甚左衛門が尽力するも解決せず、翌月二日に代官は、甚左衛門に対して伏見坂町と難波屋の対談の仲介を命じ、二日後に落着した。結局、伏見坂町が支払う土地代のうち、一貫五〇〇目（一反相当）を穴喰屋が、その残りを難波屋・関東屋が受け取るという、二人にとって損失となる形で決着した。

伏見坂町から難波屋へ代金を渡した証文には、「貴殿分ハ先年穴喰屋徳右衛門と相對仕、貴殿とハ終ニ相對無之此度始而之訳、其外貴殿へ存知寄共御座候由ニ而、外地主衆並ニ讓申義迷惑之由」とある。つまり、「穴喰屋とは元禄一一年にも交渉済みであるが、難波屋とは今

回が初めてであり、また心に思うこと（＝穴喰屋に土地代金の多くを渡すことに納得できない気持ち）もあることから、他の地主と同じように土地を譲るのは迷惑であろう」と、難波屋を慮っているのである。穴喰屋の主張は無理があるものであったが、替地を急がざるを得ない状況のなかで、自分たちが損となる形で売却にに応じてくれた難波屋・関東屋に対して申し訳なく思う気持ちの表れであろう。

この事例からは、立慶町裏の難波村領の畑地が、大坂町人相互の借銀の担保たりえたことがわかる。また穴喰屋の行動には、質流れとなった土地が替地用地となるという特別な事態が発生したことを利用し、少しでも自らの利権を残し、替地用地として収公される際に得分を得ようとする意向が、如実に表れていると言えよう。

次に取り上げるのは福永（長門屋）九郎兵衛（地主E）の事例である。福永家は、立慶町西端の「角之芝居」の芝居主である。<sup>11</sup>元禄七年の立慶町の水帳を見ると、「角之芝居」の敷地にあたる表間口三四間・裏行二〇間の家屋敷の家持町人は、「いち幼少ニ付代判継父九郎兵衛」で、この「継父九郎兵衛」が地主Eであろう。彼は替地用地のうち畑八畝の地主であるが、その一部を家屋敷の一部として利用していた。

「伏見坂町一件」には、替地完了目前の元禄一六年五月三日に、難波村庄屋が代官の万年長十郎に提出した、替地用地の絵図と、その土地の来歴を記した覚書が写されている。そこには九郎兵衛の所持地について、「立慶町太左衛門橋角長門屋九郎兵衛芝居屋敷裏行式拾間之外、裏尻ニ而横南北老間老尺、長東西三拾四間之通、先年ハ難波村領御年貢地之内預リ家建出シ有之」とある。つまり九郎兵衛は、自身の家屋敷の裏側の畑地「南北老間老尺」分にはみ出させて、建家（芝居小屋）を建てていたのである（図4も参照）。

替地に際して、一旦この土地は伏見坂町へ渡されたが、「右建家壊取候而は殊之外屋敷主迷惑仕候ニ付、相對之上右間敷之通なかと屋九郎兵衛江譲り渡、名前は不残坂町名前ニ仕置申候ニ付、御年貢之儀は村方惣百姓並ニ坂町丁中より一同ニ相納申筈」となった。つまり、建家（芝居小屋）を取り壊すことになっては九郎兵衛にとって迷惑であろうから、従来の通り用益できるように土地は彼に譲るが、「名前（年貢を負担する名義人）」は元伏見坂町とし、この土地の年貢は元伏見坂町の町域の年貢とともに、坂町町人から納めるという。なお、他の史料で、九郎兵衛が年貢相当額の地代を元伏見坂町に支払うように定めており、実際に土地を利用する九郎兵衛が年貢を負担していることがわかる。

ここで、安政期の伏見坂町の図（図3）をもとに町域を確認すると、立慶町の西端が少し元伏見坂町側に入り込んでいる。つまり、九郎兵衛に譲られた土地は立慶町の一部として扱われ、その分だけ元伏見坂町の町域の西端も南に飛び出したのである。<sup>13)</sup>

この家屋敷に取り込まれた土地について、もう少し詳しく見ておきたい。次節で検討する「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」には、福永九郎兵衛の家屋敷の一部となっていた土地に関する証文が残されている。

最も古いものは、承応二年（一六五三）一〇月作成の二通の借地証文で、「太左衛門」が南北一間・東西二間半の土地を「下難波村庄屋甚左衛門」から、南北一間・東西八間の土地を「西高津村与兵衛」から借りている。「太左衛門」は福永家の者で、一七世紀半ばには、家屋敷裏の畑地を借地していたのである。なお、明暦元年（一六五五）の立慶町の水帳では、「芝居太左衛門」の家屋敷の表間口は三〇間で、

当時の家屋敷の表間口と同じ幅の土地を借りていたことがわかる。

寛文十一年（一六七二）、東西八間分の地主であった西高津村与兵衛の土地が質流れとなり、質取主の「銭屋新五郎」に地主が変わったこととあわせて、「太夫本是楽」から「下難波村庄屋喜右衛門」に一札が提出された。そこでは、銭屋新五郎から東西二間・南北一間の土地を借地して「芝居之内へ取込」んでおり、差障りがあれば、「芝居をこぼち、此畑地主へ急度返」す旨が記されている。ここからは立慶町の家屋敷の表間口の拡張にあわせて、東西四間分借地を増加させていることが窺える。そして、借地部分も芝居小屋の建物のある敷地として利用されており、おそらく残る二二間半分の土地も同様だったものと思われる。一札には明記されていないが、承応二年の段階で、芝居小屋の一部とすることを目的に、

日本橋一丁目・二丁目

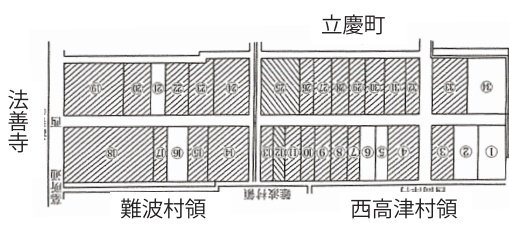


図3 替地後の元伏見坂町絵図

出典 塚田孝「近世大坂の茶屋をめぐる」(同『近世大坂の都市社会』第二部第一章、吉川弘文館、2006年)、109ページ、図5。

居小屋の一部とすることを目的に、

その後、貞享四年（一六八七）作成一札でも難波村庄屋と銭屋から借地しているが、元禄一四年（一七〇一）の一札では、一二間分の土地は「芝居屋敷主大坂鰻谷福永九郎兵衛」の所持となっている。「伏見坂町一件」では、銭屋が交渉相手の地主として登場しないことから、それ以前の段階で福永家が買得したのであろう。なお、表1で二三歩の土地の地主として「難波村惣名代治右衛門」が確認できる（地主G）。若干

数字が異なるが、この地主Gの土地は、福永家が難波村庄屋から借りていた二・三間半に相当するのではないだろうか。

このように、福永家は一七世紀半ば以来、家屋敷の裏側の畑地を借りて芝居小屋の一部として利用してきたのであり、替地に際してもこの事情が考慮されたのである。

以上、伏見坂町の替地用地の地主の意向を検討した。家屋敷の裏手の土地として利用できるほか、繁華街に隣接する資本としての価値をもつ土地であることから、大坂の町人同士の借銀の担保ともなった。だからこそ、地主たちは伏見坂町へ土地を譲ることを決めたのである。こうした意向は、替地用地として土地が収公される局面だからこそ、より顕著に表れたものと考えられる。今回の替地のように、都市行政の一貫としての宅地開発の場合、基本的には半強制的に土地の収公が進められるが、建家の一部が建つなど、土地を取り上げると地主に大きな損失が生じると判断されれば、その権益が尊重された。それでは、この場所に替地を望んだ伏見坂町の町人たちの意向はいかなるものだったのであろうか。次項では、替地完了後の元伏見坂町による「茶屋商売御免」の出願をもとに、この点を考察する。

#### (4) 元伏見坂町による「茶屋商売御免」の出願

元伏見坂町は替地完了直後から、たびたび町奉行所に「茶屋商売御免」を出願した。一七世紀末から一八世紀初頭の大坂では、河川整備に伴う都市開発が進められ、新地に家持町人呼び込むための地域振興策の一つとして、その新地で通用する新たな茶屋株を発給して茶屋商売を認めていた。こうした茶屋新株の発給事例があることを念頭に、元伏見坂町も新たな茶屋営業許可地に指定してもらおうと、出願を繰り返したのであろう。しかし、なかなか許可されなかった。

そこで元伏見坂町は、幕領であった難波村が間部詮房領へ支配替となり、間部詮房が来坂する機会をねらって、宝永五年（二七〇八）閏正月に、茶屋商売の許可を求める嘆願書を提出する（史料<sup>3</sup>）。

#### 【史料3】

乍恐口上書を以言上仕候

大坂元伏見坂町丁人共ニ御座候

（一条目・二条目略）

③一、ケ様二年久敷御願被為仰付被下候故難有奉存、早速地築家普請仕度奉存候得共、数年玉造野末ニ住居仕ル困窮之者共ニ而御座候故、銀子之才覚難成候ニ付、親類又はしたしき友朋迄を頼入、大分く借銀仕、A漸表廻り之普請仕候得は、一旦職人・小商人少々引越商売仕見申候得共、惣廻りハ茶屋町老丁、南ハ墓所并御田地ニ而御座候得は、商事曾而無御座渴命ニ及申候ゆへ、借屋之者共早速家替仕不残明家ニ罷成、屋根まくれ壁落候而くたはり罷成候へは、戸立具・すのこ迄悉く被盜、おのづから又々あはらやニ罷成、偏ニ非人之住家ニ成果候処ニ、去ル十月之地震にて立家大分崩レ、弥忘所同前之躰ニ罷成、歎ケ敷奉存候、Bケ様ニ不繁昌仕明家斗ニ而御座候得は、宿代之助成は曾而無之、丁借家質之歩払得不仕候得は、銀主方大坂御番所様江御訴訟被申上候ニ付、或は手錠御日切手形被為仰付置候得共、只今ニ至弥不繁昌仕候ゆへ、丁借之歩銀等日々相重り、元利三百四拾貫余々丁借銀ニ罷成候得は、六年以前未六月方隣町茶屋町之中ニはさまれ申儀ニ候間、茶屋御免被為成被下候様ニと、只今至迄五拾七度ニ及御願申上候処、C四年以前酉ノ五月同七月両度御聞届ケ之上願書御留被下難

有奉存候得共、于今御免之儀も無御座、次第ニ困窮仕候得は、最早家屋敷を家質方へとられ、数年之御願もむなく罷成、其外丁借之請負連判ニ先達而願置候親類・朋友ニ悉ク乞食之躰と成果可申方外無御座、迷惑至極ニ奉存候御事、

④一、元伏見坂町は大坂惣町中並之御支配ニ而御座候得共、土地ハ高津難波両村御田地之内ニ而、則御年貢被為仰付候得共、右忘所同前之躰ニ御座候得は、未々御年貢等も遅滞可仕哉と歎ケ敷奉存候御事、

⑤一、此度御殿様御下ニ罷成候ニ付、書付を以乍恐言上仕候、何分ニ茶屋商売御免不被下候得は、丁人渴命ニ及家屋敷も取られ弥忘所仕候外無御座候、爰御下之義ニ御座候間、御慈悲之上被為聞召分、大坂御番所江御出被遊候節、御次手を以御願相叶候様ニ宜御取成被為仰上被下候様ニ御願奉申上候御事、

(A) 右之通庄屋甚左衛門江も御届ケ候得は、聞届被申勝手次第如何様共御なげき申上候様ニと被申候ニ付、乍恐書付を以言上仕候、以上、  
宝永五戊子年閏正月

道頓堀南裏元伏見坂町丁中

史料3は、元伏見坂町の家持町人一同が作成したもので、一条目・二条目で替地以前から現在にいたる元伏見坂町の概略を述べ、三条目・四条目で町内での茶屋商売の許可を願う理由を説明している。

なお、大坂三郷内の諸商売に関する権限を有するのは大坂町奉行であるため、難波村の領主に茶屋商売の許可を願っても意味は無い。しかし五条目に、「難波村同様に年貢を納める元伏見坂町は」支配下である

ため、御慈悲をもって私たちの願いを聞き届け、大坂町奉行所を訪れる用事がある際には、そのついでに私たちの嘆願が叶うように取り成してほしい」とあることから、支配下であるよしみをもって、元伏見坂町を茶屋営業許可地にしてくれるように、間部詮房から町奉行への口添えを願うことが主眼であったことがわかる。また、史料末尾にあるように、事前に難波村庄屋の了解も得ている(A)。

一条目・二条目では、元伏見坂町の町人たちは元地の立地条件の悪さから極めて困窮していたこと、数十年にわたる歎願の結果、替地が認められたことに大変感謝していることを述べる。

こうして念願通り立慶町の南裏に移転し、家屋敷の表側から建家の普請を始め、借屋人も住みはじめたが、周辺は「茶屋町（茶屋営業許可地）」ばかりで、しかも南側は墓所や田地であるため、「職人・小商人」である借屋人たちは商売を続けることが難しく、他町へ転宅してしまった(傍線A)。そして、借屋が空き家ばかりでは、「宿代之助成(家賃収入)」が得られず、家賃(家屋敷を担保とする借金)で調達した建家普請費用も返済できない、と訴える(傍線B)。家持町人である彼らにとっての「困窮」とは、借屋経営が順調にいかず、十分な家賃収入が得られないことである。そのため、借屋人を集めるために、「周辺の町々と同様に茶屋商売を認めてほしい」と願うのである。

出願回数は五七度にも及んだが、正式な「茶屋商売御免」は無く、このまま衰微すれば、家屋敷は質流れとなり、家賃の保証人となった親類・朋輩にも迷惑が及び(傍線C)、こうして元伏見坂町が「忘所同前」となれば、年貢上納にも支障をきたす可能性があるとする(四条目)。そして最後に、「何分ニも茶屋商売御免不被下候得は、丁人渴命ニ及家屋敷も取られ弥忘所仕候外無御座候」と、茶屋商売の許可の

必要性を強く訴えるのである（五条目）。

このように、元伏見坂町の困窮は、家持町人たちの不利益にとどまらず、親類縁者を経済的困窮に追い込み、領主である間部家への迷惑にもなる、と主張しているのである。特に年貢未進への言及は、領主の力添えを引き出すための戦略であろう。

以上のように、元伏見坂町の家持町人たちが「茶屋商売御免」を願う主たる目的は、茶屋営業を望む借屋人を引き寄せる、また茶屋によって町内が賑わうことで借屋人を増やすという、借屋経営による「賑い」を実現することにあった。替地完了直後から出願していることから、替地先を選んだ段階で、「茶屋町」となって町内に「賑い」をもたらすことを狙っていたものと考えられる。こうしてみると、元伏見坂町の家持町人と前項でみた地主には、収益が見込める土地を所持して活用しようとする、家持町人（地主）共通の意向を見出せよう。

「伏見坂町一件」に、この出願の結果は記されていないが、別の史料から、元伏見坂町での茶屋商売は、茶屋営業許可地であった長町九丁目との振替で認められたことがわかる。替地完了後、許可を得るまでに時間がかかったのは、河川整備や都市の水運機能向上を目的として幕府主導で開発された新地とは異なり、家持町人の希望で移転した元伏見坂町に茶屋商売を認める積極的な理由が、町奉行所に無かったためであろう。また、遊女商売を黙認された茶屋を際限なく認めてしまつと、治安・風俗統制にも支障が出るため、茶屋商売の許可には一定のハードルもあったはずである。そのため、既存の茶屋営業許可地である長町九丁目での茶屋営業を禁止するかわりに、元伏見坂町での営業を認めるという方法によって、ようやく「茶屋商売御免」を実現できたのではないだろうか。

ここまで、元伏見坂町の替地について検討してきた。このなかで、立慶町の南裏の畑地が、家屋敷の一部として利用される事例が見られたが、隣接する九郎右衛門町と吉左衛門町では、こうした事例が複数確認できる。次節では、これらの事例を分析することで、道頓堀の南裏の難波村領への都市域の拡大過程を見ていきたい。

## 第二章 吉左衛門町・九郎右衛門町の町域拡大

本節で検討する「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」（以下、「裏畑地一件」とする）は、この三町の家持町人と難波村庄屋の間で交わされた、承応二年（一六五三）～享保七年（一七二二）の証文・一札の写しで構成される。立慶町の事例は、前節第三項で確認した「角之芝居」の拡張部分のみであるので、本節では九郎右衛門町・吉左衛門町の事例の分析が中心となる。

収録された証文・一札は、おおまかに、(1) 元禄一〇年以前、(2) 元禄一〇年～同一四年、(3) 宝永三年以降、に分類できるので、この年代ごとに項を改めながら論述する。

### (1) 元禄一〇年以前の状況

一七世紀後半の吉左衛門町と九郎右衛門町では、立慶町の「角之芝居」裏と同様に、畑地を建家の敷地の一部として取り込む事例が、吉左衛門町の西端（表2）と九郎右衛門町の東端（表3）で見られた。なお図4は、「裏畑地一件」でわかる両町裏手の情報を整理したものである。なお、両町の屋敷割は、元禄七年作成の水帳に基づく。

表2-1は、延宝四年（一六七六）に久宝寺屋新左衛門が庄屋喜右衛門宛に作成した一札からわかる内容である。「大西芝居」の芝居主である久宝寺屋は、裏手の土地（東西一間半・南北三間）を喜右衛門

表2 吉左衛門町西端の家屋敷の裏側畑地利用

年代	所持者	借り主	面積	利用形態	典拠とした史料
1 延宝4年 (1676)	下難波村庄屋喜右衛門	吉左衛門町久宝寺屋新左衛門	東西11間半 南北3間	芝居屋敷の囲いのうちに入れ込み。	久宝寺屋から庄屋喜右衛門宛の手形 (10月28日)。
2 元禄14年 (1701)	難波村庄屋甚左衛門	吉左衛門町芝居主久宝寺屋妙順 (忬新右衛門も連印)	東西11間半 南北3間	芝居屋敷の囲いのうちに入れ込み。	久宝寺屋から庄屋甚左衛門宛の手形 (3月16日)。
3 宝永3年 (1706)	難波村庄屋甚左衛門	吉左衛門町久宝寺屋新左衛門	東西14間 南北6間4尺5寸	雑事・草花の栽培 (家屋敷への取り込みに言及無し)。	吉左衛門町裏の竹垣に関する4月5日作成の一札 (表4-2)。
4 享保6年 (1721)	難波村庄屋甚左衛門	久宝寺屋新左衛門	東西14間 南北平均6間4尺5寸	雑事・草花の栽培 (家屋敷への取り込みに言及無し)。	吉左衛門町裏の竹垣に関する9月作成の一札 (表4-3)。

「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」をもとに作成。

表3 九郎右衛門町東端の家屋敷の裏側畑地利用に関する一札・証文一覧

年代	所持者	所持面積	利用形態	典拠とした史料
1 延宝3年 (1675)	九郎右衛門町住吉屋吉弥代判 家守七兵衛	4畝	4畝のうち東西8間×南北2間。 残りは畑地のまま。	10月29日に住吉屋吉弥作成の覚 (庄屋宛か)。
2 天和3年 (1683) ※注1	住吉屋吉弥	下畑4畝 (分米4斗4升)	東西8間×南北2間は先年の通り家屋敷に入れ込み。	9月28日の住吉屋吉弥から庄屋半三郎宛の覚。
3 元禄12年 (1699)	吉左衛門町富田屋市左衛門	東西：19間2尺 南北：7間 (西)・6間半 (東)	うち、東西8間×南北2間半は、以前の持主によって堀をして家屋敷へ入れ込み。	9月10日に富田屋市左衛門から庄屋甚左衛門に宛てた一札。
4 宝永3年 (1706)	九郎右衛門町富田屋市左衛門 家守富田屋久兵衛	東西：20間 南北：7間1尺8寸 (西)・6間5尺3寸 (東) ※注2	雑事・草花の栽培 (家屋敷への取り込みには言及無し)。	九郎右衛門町の竹垣に関する4月5日作成の一札 (表5A-2、表5B-1の地主とともに作成)。
5 享保6年 (1721)	九郎右衛門町富田屋市左衛門 家守丹波屋喜兵衛	東西：20間 南北：7間1尺8寸 (西)・6間5尺3寸 (東)	雑事・草花の栽培 (家屋敷への取り込みには言及無し)。	九郎右衛門町の竹垣に関する9月作成の一札 (表5A-3、表5B-2の地主とともに作成)。

「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」をもとに作成。

※注1 表3-2の一札の冒頭には、この4畝の土地を庄屋半三郎から「貰い受けた」とあり、同日に、住吉屋から庄屋半三郎宛のこの土地の買得手形も作成されている。

しかし延宝期より一貫して、土地の一部を堀を囲い込んで建家の敷地内とする利用形態に変化はなく、実際に一旦は地主が庄屋に変更されたかは不明である。

※注2 宝永3年6月5日には、西側で1尺9寸・東側で1尺3寸 (東) 竹垣を南に延伸。

から借地し、「我等芝居かこの内江入」れており、喜右衛門が必要となれば、いつでも囲いを壊して畑地を返却し、借地に関していかなる問題が発生しても喜右衛門へ迷惑をかけない旨を約束している。同様の文言は、前節で検討した「角之芝居」裏の借地に関する一札でも、寛文一一年 (一六七二) 作成の一札から見られるようになり、「御公儀様からの咎めなど、どのような事情であっても、地主の指示があればすぐに芝居を壊して借地を返却する。」との一文がある。

表3-1・2は、住吉屋吉弥が難波村庄屋に宛てて提出した一札からわかる内容である。彼は家屋敷裏に四畝の畑地を所持しているが、うち家屋敷に連続する東西八間・南北二間の土地は、堀をして家屋敷の一部として利用している。注目されるのは、表3-1では、こうした利用実態を庄屋に報告するのみであるが、表3-2はそれに加えて、「御公儀様より注意を受けるなど、どのような事情であっても、あなた (庄屋) からの指示があれば堀を撤去する。また、町屋敷と村領の境目が不明瞭にならないようにする。」との文言が加えられている。

久宝寺屋や住吉屋が家屋敷の一部として利用していた土地は難波村領の畑地であり、建家がはみ出ることは認められない。そのため一七世紀後半には、こうした土地の利用状況を公儀権力によって問題視される、また、借地の場合は地主の都合で必要が生じれば、即時撤去となる可能性もあることを、証文で確認するようになったの

であろう。

なお、元禄九年（一六九六）二月一四日には、泉州踞尾村の北村六右衛門が、自身が所持する吉左衛門町の「中之芝居」裏手の東西一五間五尺・南北六尺五寸の土地を、「芝居屋敷裏道」として、難波村と法善寺から借地する一札が作成されている（図4）。この土地も、「御公儀様御構之儀」があれば、いつでも元通りに返却するとある。

これも家屋敷と一体化して利用する事例のひとつとして捉えられよう。このように、立慶町・吉左衛門・九郎右衛門町で合計四例のみであるが、家屋敷裏手の畑地を所持・借地して、建家が建つ敷地の一部として取り込んで利用する事例が見られた。これらは、「裏畑地一件」

のなかでも古い年代の事例である。もちろん原則的には、村領の畑地を宅地の一部とすることは認められないため、「御公儀様からのお咎め」があれば、即座に塀や囲いを撤去し、建家も取り壊すことになることを、土地の利用者と村で明文化して確認するようになった。なお、こうした事例のほとんどが芝居小屋のある家屋敷の裏手であることから、一七世紀段階で家屋敷の奥行二〇間の全体を利用し、家屋敷の裏側に更に土地が必要となる家持町人は、芝居主以外にはほとんどいなかったと言えるのではないだろうか。

この点に関して参考になるのは、久堀裕朗氏による、豊竹座を中心とした道頓堀「芝居町」の浄瑠璃興行に関する研究である。<sup>15)</sup> 久堀氏は、

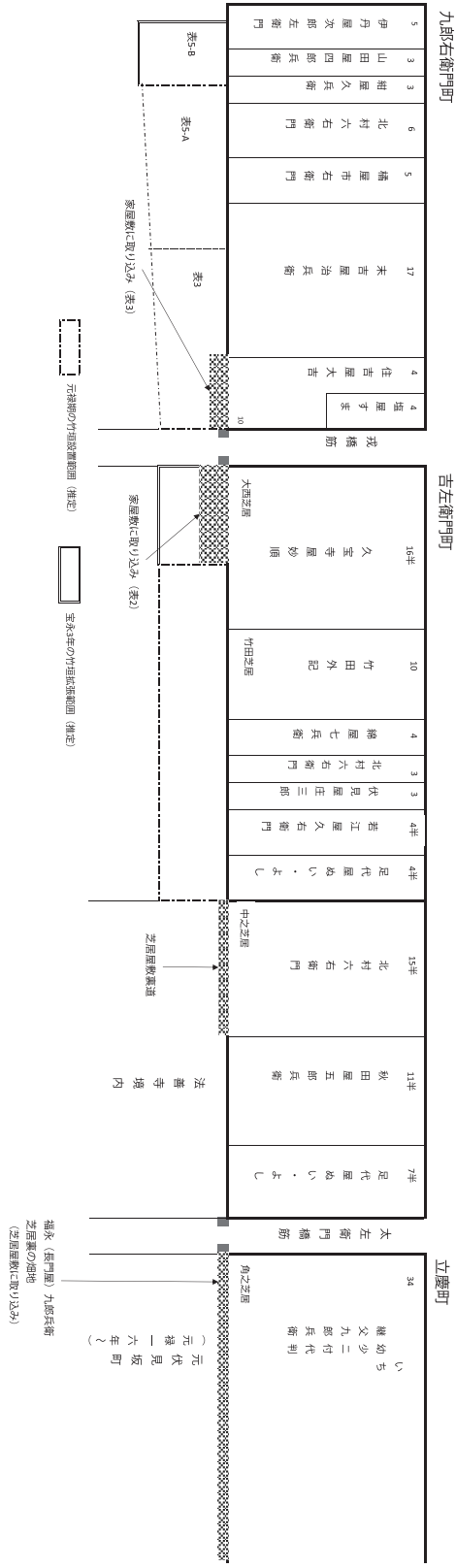


図4 吉左衛門町・九郎右衛門町裏手の状況

「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」と元禄7年作成の九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町の水帳をもとに作成。

※屋敷割は元禄7年当時のもの。表口間数と家持町人を図中に示した。

※家屋敷取り込み部分と九郎右衛門町裏手については、該当する表の番号も示した。

※芝居小屋の場所については、本文註11の久堀論文を参考に示した。

竹本座（「大西芝居」の東隣の「竹田芝居」で興行）の劇場規模の変化を分析し、天明期頃までは、表口一〇間、奥行二〇間程度の規模であったと考察している。そして木上氏によると、承応二年に歌舞伎名代（興行権）が認められ、その後、浄瑠璃や操りの名代も成立したが、こうして芝居興行権の売買・譲渡が可能となると、複数の種類の名代を所持する者も表れたこと、実際に芝居主の久宝寺屋新右衛門が、多様な芸能者が自分の芝居小屋で興行ができるように、一八世紀に入ると歌舞伎名代と浄瑠璃名代の両方を所持したことを明らかにした<sup>16)</sup>。

木上氏の成果を踏まえると、当時の芝居小屋は種類の異なる芝居の興行が可能だったと想定できることから、久堀氏が明らかにした竹本座の劇場規模は、他の芝居小屋の規模を考える上でも参考にできる。つまり、芝居小屋が建つ場合、町域の奥行二〇間のほぼすべてが利用され、家屋敷の裏手に余裕がなかったのに対して、他の家屋敷では、家屋敷の奥行まで居宅や借屋の建物が密集するような土地の利用はみだ見られず、その結果、家屋敷の奥行を超えて土地を求める家持町人も、この段階ではいなかったと考えられよう。

なお、延宝八年（一六八〇）には、戎橋筋・太左衛門橋筋の町尻に門が設置される（図4）。これは、「世間不用心」として大坂町奉行が命じたもので、門柱の場所は、太左衛門橋筋は「角之芝居」の取り込み部分と法善寺境内、戎橋筋は「大西芝居」と九郎右衛門町の住吉屋の家屋敷の取り込み部分であった。これは、町の裏側二〇間のところに門をしても「しまり」が無い、つまり、家屋敷は奥行を超えて難波村にはみ出しているのです、そこに門をする方が妥当として、三町の町年寄が決めた場所である。もちろん、これらの土地が難波村に返却される場合は、門も町域内に引き上げられる。これと同内容の一札が、

元禄一四年（一七〇二）・宝永三年（一七〇六）・享保二年（一七二七）・同六年に作成されており、門の場所が変わらなかったことがわかる。このように一七世紀は、裏側畑地を家屋敷の一部として利用する事例は、ほぼ芝居小屋に限られていた。しかし、元禄一〇年四月に、吉左衛門町の家持町人が、家屋敷裏側の畑地を囲む竹垣の設置を願う。ここで項を改めて、この経緯を検討する。

（2）吉左衛門町・九郎右衛門町の裏側の竹垣設置

元禄一〇年四月一六日、難波村庄屋甚左衛門から支配代官である辻弥五左衛門に宛てて、次のような願書が提出された。

【史料4】

乍恐口上書を以申上候

一、道頓堀吉左衛門町之裏難波村之畑、吉左衛門町之町人とも地主ニ而御座候、右町裏六間通雑事・草花など植申候処、裏野道ニ而御座候故盗取あらし申候、町裏五六間通、法善寺うらら戎橋筋まで竹垣仕度由、右丁人共願申候、百姓方ニ少しも障ニ成申儀無御座候間、竹垣為仕申度奉存候間、乍恐御願奉申上候、以上、

元禄十年丑四月十六日

下難波村庄屋 甚左衛門 印

辻弥五左衛門様

史料4によると、吉左衛門町の家持町人たちは、家屋敷裏の難波村領の畑を所持して草花などを育てているが、家屋敷と難波村領の境目には「野道」があり、植物が往来人によって踏み荒らされたり、盗み取られてしまうため、法善寺西裏く戎橋筋の家屋敷裏手の畑地を竹垣



で囲いたいと、難波村庄屋に願いだしたという。そして、竹垣設置に支障が無いと判断した庄屋から、竹垣設置の許可を代官に願ひ出ている。この竹垣は、町域と村領の境界を越えて、村領の畑地を家屋敷の敷敷と連続した区画として囲い込むものである。だからこそ、代官の承諾を得た方が良くと判断し、難波村の代表である庄屋から、代官への出願が行われたのであろう。

出願は認められ、同月二五日には家持町人と難波村役人の立ち合いのもと、竹垣設置場所に杭打ちがなされ、吉左衛門町の家持町人から難波村の庄屋・年寄中へ、竹垣の設置場所と間敷を示す図と、竹垣内部の畑地に関する約定をまとめた一札が提出された(史料5)。なお、連印者は表4-1に整理した。<sup>(1)</sup>

【史料5】

一札之事

一、当町裏尻へ有之下難波村領我々共致所持候畑ニ、雑事・草花等播植いたし候得共、取荒シ致難儀候ニ付、竹ニ而垣仕度願、此度長東西三拾三間、町境目より道共ニ六間四尺目籠相成致竹垣候、  
 ①右之内東之端長拾壹間四尺、幅古道之外六間四尺、法善寺所持之畑ニ而御座候、此度一同垣不仕候へは、しまり不申候故、右間敷之通り相對之上、法善寺が借地ニいたし、垣之内へ入申候、右之場町境目ニ幅四尺之百姓野道御座候ニ付、右竹垣外へ当分附替申候所実正也、竹垣茶園為圍ニ候得は、以来迄輕ク可致置候、  
 ②尤、竹垣之内江少之小屋ニ而も建出し、又は樹木ニ而も堅植申間敷候、不依何時御公儀様御構候儀は不及申、村中ニ障之義候へ、右竹垣取払、野道ニも先年之通附可申候、為其所々杭木を打、繪

図ニ記、我々判形致置候、後日違乱為無之、連判一冊仍而如件、  
 元禄十丑年四月廿五日

吉左衛門町六右衛門家守

岩井屋太郎兵衛 印

(七名連印略)

下難波村 甚左衛門殿

年寄中

竹垣が設置されたのは東西三三間、南北六間四尺で、そのうち南北四尺は町と村の境目にあつた百姓野道であるが、竹垣設置後は、四尺幅の道を竹垣の外に付け替えている。竹垣の目的は、史料4と同様、栽培している「雑事・草花」の保護であり、以後にいたるまで、「茶園囲いのため」程度の簡素な造りとすることを約束している。

そして、竹垣内部の畑地には、少々の小屋も建てず、樹木も植えないとした上で、「御公儀様(代官や町奉行)」の命令はもろろん、難波村にとつても支障があれば、いつでも竹垣を撤去し、野道も元通りに戻すとしている(傍線②)。竹垣によつて実質的には家屋敷と裏側畑地が一体化したとしても、あくまで村領の畑地であることから、畑地にそぐわない利用はしないことを、村に誓約しているのである。

注目されるのは、竹垣が設置された東西三三間のうち、東端から一間分は法善寺所持の畑地で、一緒に竹垣で囲わなければ「しまり不申」ために借地した、という点である(傍線①)。この土地は、竹垣設置のために今回はじめて借りたのであり、借地人は表4に下線を引いた者であった。逆に言えば、これ以前より家屋敷の裏側の畑地を所持・利用していたのは綿屋・久宝寺屋・竹田外記の三名だけであり、

表4 吉左衛門町裏手の竹垣に関する一札の一覧

年代	一札の提出者	宛先
1 元禄10年（1697）4月25日	久宝寺屋妙順・竹田外記（町年寄）・綿屋七兵衛・北村六右衛門家守岩井屋七郎兵衛・伏見屋庄三郎・若江屋市郎兵衛・足代屋長右衛門家守富田屋市左衛門・泉州つくの村北村六右衛門家守岩井屋太郎兵衛	難波村庄屋甚左衛門
2 宝永3年（1706）4月5日	久宝寺屋新左衛門・竹田新四郎・綿屋庄右衛門・岩井屋七郎兵衛・伏見屋ちやう家守伏見屋庄三郎・若江屋久右衛門・北村六右衛門家守富田屋市左衛門・泉州つくの村北村六右衛門屋敷支配竹田出雲	難波村庄屋甚左衛門
3 享保6（1721）年9月	久宝寺屋新左衛門・竹田新四郎（町年寄）・綿屋庄右衛門・岩井屋庄兵衛・伏見屋ちやう代判武兵衛・若江屋久右衛門・北村六右衛門家守富田屋市左衛門・泉州つくの村北村六右衛門屋敷支配竹田出雲（11月より杉村屋弥七）	難波村庄屋甚左衛門

「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」をもとに作成。

※竹垣設置のために法善寺から借地する家持町人四名（下線を引いた者）は、別途、法善寺宛の借地証文も作成。

※北村六右衛門家守岩井屋太郎兵衛（1）、または北村六右衛門屋敷支配竹田出雲（2・3）は、「中之芝居」裏手の「芝居へのかよい道」の借地人で、法善寺からの借地であることから、一緒に連印している。

家屋敷の裏手の土地として利用するにあたって、利便性をより向上させたいと考えた彼らの主導のもとで、今回の竹垣設置が進められたのではないだろうか。

史料5と同日に、法善寺に宛てた借地手形も作成されており、借地料は「老ヶ年に銀三拾九匁宛」であった。竹垣設置にあたって、ひとまずは「北村六右衛門家守岩井屋七郎兵衛」以下三名が共同で借地主となり、借地料も共同で負担したのだろう。

この竹垣の推定位置も図4に示した。史料5とともに提出された図によると、竹垣の西端は戎橋筋まで至らず、久宝寺屋が家屋敷に取り込んでいる土地の東端までである。久宝寺屋の意向か、何らかの事情があって、この部分は竹垣外としたのである。久宝寺屋の家屋敷の表間口一六間半から家屋敷に取り込んでいた東西一間半（表2-1・2）を引くと五間となり、それに、「竹田外記」から「足代屋ぬい・よし」までの表間口の合計を足すと三四間で、竹垣の横幅とおおむね一致する。つまり、久宝寺屋の取り込み部分の東端から、法善寺境内西裏までの町域の裏手全体を家屋敷と一体のものとして隙間なく囲い込むこと（「しまり」）が、竹垣設置の目的であった。

しかし、元禄七年段階の屋敷割を見ると、「足代屋ぬい・よし」・「若江屋久右衛門」・「伏見屋庄三郎」の三筆の表口の合計が一二間で、法善寺から借地した東西幅一間畑地は、その西隣の北村六右衛門（家守は岩井屋七郎兵衛）の裏手にはあたらないうように思われる。おそらく、自身の家屋敷の裏手にあたるかどうかを問わず、家屋敷裏側一帯を竹垣で囲もうとする町の動きのなかで、竹垣設置場所の北側の家持町人のうち、竹田外記・久宝寺屋・綿屋以外の家持町人が連名で借地することにはしたのではないだろうか。

こう考えると、この三名も、竹垣の範囲にあわせて、土地を新たに買得した可能性もあるだろう。彼らが元禄一〇年以前より家屋敷裏手の畑地を所持・利用していたのは事実であるが、当初から彼らの所

表5 九郎右衛門町裏側の竹垣設置場所の一覧

## A.九郎右衛門町橘屋市右衛門所持の畑地

	年代	所有者	所持面積	典拠とした史料
1	元禄12年 (1699)	立花屋市右衛門	東西：18間5尺 南北：7間5尺	6月13日作成の橘屋市右衛門から庄屋甚左衛門宛の一札。
2	宝永3年 (1706)	橘屋市右衛門	東西：18間半 (南)・18間 (北) 南北：8間1尺 (西)・7間1尺8寸 (東)	九郎右衛門町の竹垣に関する4月5日作成の一札 (表3-4、表5B-1の地主とともに作成)。
3	享保6年 (1721)	橘屋市右衛門 ※注1	東西：18間半 (南)・18間 (北) 南北：8間1尺 (西)・7間1尺8寸 (東)	九郎右衛門町の竹垣に関する9月作成の一札 (表3-5、表5B-2の地主とともに作成)。

※注1 享保6年11月より、畑地のみ柗藤五郎所持。

## B.九郎右衛門町山田屋四郎兵衛所持の畑地

	年代	所有者	所持面積	典拠とした史料
1	宝永3年 (1706)	山田屋四郎兵衛	東西：7間6尺 (南)・7間3尺 (北) 南北：7間3尺5寸 (西)・7間4尺5寸 (東)	九郎右衛門町の竹垣に関する4月5日作成の一札 (表3-4、表5A-2の地主とともに作成)。
2	享保6年 (1721)	山田屋四郎兵衛	東西：7間6尺 (南)・7間3尺 (北) 南北：7間3尺5寸 (西)・7間4尺5寸 (東)	九郎右衛門町の竹垣に関する9月作成の一札 (表3-5、表5A-3の地主とともに作成)。

表5A・Bとも、「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」より作成。

持地の合計が東西二一間二尺 (三三間から法善寺よりの借地一一間四尺を引いて算出)・南北六間四尺の綺麗な長方形区画であったわけではなく、町内で竹垣設置範囲を相談し、不足する土地を買い足した可能性もあるのではないだろうか。その場合、この段階では各自の所持面積が厳密に区分されず、竹垣設置用地として三人で共同所持していた可能性もあるだろう。

このように、竹垣設置によって、家屋敷の裏手の畑地の家屋敷との一体性が強まり、しかも「しまり」のためとして、これまでは家持町人による利用実態が無かった畑地も一緒に竹垣に囲い込まれた。

さて、ここまで吉左衛門町の動向をみてきたが、元禄一二年には、九郎右衛門町も竹垣をめぐって難波村との一札を交わしている。その内容をまとめたのが、表3-3と表5-A-1である。

表3-3は、家持町人である富田屋市左衛門から難波村庄屋に宛てた元禄一二年九月の一札を整理したものである。これによると、「我等屋敷裏尻下難波村領畑ニ雑子・草花蒔植いたし候得共、取荒シ難儀仕候ニ付」、家屋敷裏手の畑地 (うち東西八間×南北二間半は、前述の通り家屋敷に取り込み) を、難波村に断ったうえで、竹垣で囲っていたという。なお、吉左衛門町と同様に、町境にあった野道は竹垣の外側に付け替えられている。そして、「右之畑我等屋敷地尻ニ候故、此度我等方へ譲」ってもらったので、今後も「前々之通竹垣軽クいたし置」き、竹垣内部に建家や植樹をせず、問題が生じれば竹垣をすぐに撤去することを約束している。竹垣の仕様と内部の土地利用のあり方、場合によっては撤去することなど、いずれも吉左衛門町と共通する。また、表5-A-1も、九郎右衛門町の家持町人である立花屋市右衛門が難波村庄屋に宛てた同年六月の一札をまとめたもので、文面はほぼ

表3―3と同一である。

いずれも元禄一二年以前の段階で、難波村の同意の上で、家屋敷と一体化させるような竹垣が設置されていた。吉左衛門町が代官へ出願の上で竹垣を設置し、難波村と約定を交わしたことをうけて、九郎右衛門町の既存の竹垣についても、同様の対応が取られたのだろう。<sup>(18)</sup>

九郎右衛門町裏手の竹垣についても図4に示した。なお、元禄七年段階では、九郎右衛門町の東端の家屋敷の家持町人は住吉屋大吉であったが、その数年後に富田屋が家持町人となったようである。表5―Aの家持町人である立花屋市右衛門は、図中の「橘屋市右衛門」に相当する。彼らが家屋敷裏手に所持した畑地は、自身の家屋敷の表間口よりも広範囲であり、吉左衛門町と同様に、家屋敷裏手の一定範囲を囲むためのものであった可能性もあるが、詳細はわからない。

なお元禄一四年（一七〇一）三月一六日には、立慶町「角之芝居」裏、吉左衛門町「大西芝居」裏の家屋敷に取り込んだ土地、太左衛門橋筋・戎橋筋南手の門に関する一札も、一斉に仕替えられた。一札の内容に大きな変化は無いため、両町裏手の竹垣の一札作成と連動して、これらの土地についても現状の再確認が進められたのであろう。

以上のように、元禄末期には吉左衛門町・九郎右衛門町の両町で、裏手の所持地・借地を、家屋敷と一体化させるように竹垣で囲い込む動きが見られた。もちろん、竹垣内部の土地は難波村領の畑地であり、行政区分は異なるが、社会的実態レベルでは、両町の家持町人の意向によって、家屋敷に連続する「裏庭」、事実上の家屋敷の拡張部分が誕生したものと評価できよう。

こうした竹垣設置の目的は、一貫して庭の植物の保護とされるが、「裏庭」が家庭菜園としてのみ利用されていたとは言い切れない。む

しろ、願書で用いられた文言であることから、村領を家屋敷と一体化させるような竹垣の設置を代官に認めてもらう上で、合理的かつ説得的な理由として用いられた可能性もあるだろう。こうした竹垣内部の土地の利用実態については、次項で改めて考察する。

### （3）宝永三年・享保六年の証文仕替

宝永三年（一七〇六）四月五日、吉左衛門町・九郎右衛門町の竹垣に関わる一札が一斉に仕替えられた（表3―4、表4―2、表5―A―2、表5―B―1）。まず、「宝永三戌年四月五日万覚書」と題された史料から、この仕替えが実施された契機を確認する。

事の発端は、宝永二年に「久宝寺屋新左衛門裏垣東之並ニ此方へ断不申板塀ニ仕出し」ているのを難波村庄屋が見つけたことであった。おそらく久宝寺屋は、家屋敷のうち東よりに建つ建物の一部を竹垣内の畑地にはみ出させ、その裏手に板塀を敷設していたのではないだろうか。<sup>(19)</sup>「万覚書」には、「久宝寺屋新左衛門、囲之内、壱軒之ひさし東5半分余り相立候」とあり、庇がはみ出していたものと思われる。

元禄一〇年の一札では、竹垣内に「少之小屋ニ而も建出」さないとあり、竹垣内の畑地を宅地の一部として利用することも当然認められない。その上、難波村に事前連絡もなかったようである。そのため、難波村庄屋から吉左衛門町年寄へ連絡したところ謝罪があったので、今回は勘弁して、そのままにすることを認めることにした。しかし、「外町人江品無之候故（無条件に認めると他の家持町人に説明がつかないため）」、証文・絵図を現状の利用状況にあわせて作成し直すべき旨を、吉左衛門町と地主に伝えておいたところ、また断りなく「東之方」（竹垣内の畑地のうち東手か）に新たな小屋を建てたため、庄屋は証文の仕替えを見合わせた。板塀の件があったにも関わらず、またもや無

断で小屋を建てた久宝寺屋に対して、不信心と怒りを感じたためである。そうしているうちに、久宝寺屋がこの小屋を取り壊したため、宝永三年四月五日に、吉左衛門町・九郎右衛門町裏手の竹垣の間敷を残らず測量し直し、絵図・証文の仕替えを実施した。

以上のように、元禄一〇年の一札に反する竹垣内の畑地の利用実態を難波村庄屋が発見したことから、現状の確認と、一札の仕替えが行われたと考えられる。この時に作成された一札は、両町とも、竹垣内部の畑地の所持者・借地人全員が町年寄とともに連印し、難波村庄屋と年寄中に提出する形式のものとなった。最初に竹垣内の畑地の地主・借地人が所持・借地面積とともに書き上げられ、竹垣の仕様（茶園囲い相当の簡便な造り）と土地の利用形態（小屋建と竹垣の高さを超える植物の栽培禁止）を定め、公儀からの指示や村の支障があれば撤去することが記される。元禄段階と内容的な変化はないが、個々の家持町人と村の関係で作成されるのではなく、町ごとに難波村に誓約する一札へと、史料の性格が大きく変化している。<sup>20)</sup>

またこの時には、両町とも竹垣内の畑地の面積が拡大する。吉左衛門町裏手の畑地のうち、一札からわかる情報を整理した表6を見ると、元禄一〇年には竹垣が設置されなかった久宝寺屋の家屋敷への取り込み部分の裏手も、竹垣で囲まれることとなった（表2―3も参照）。おそらく、竹垣を戎橋筋まで延伸しようとする町の意向があり、久宝寺屋も竹垣の設置に利点を見出したことで、このタイミングで竹垣設置場所にあわせて借地を拡大させたのだろう。

また、元禄一〇年と比較すると、法善寺からの借地部分は変わらず四名の共同名義であるが、綿屋庄右衛門・竹田外記・久宝寺屋新左衛門が所持する畑地は、各自の所持面積が明記されるようになった。注

目されるのは、綿屋と竹田外記の畑地の東西幅が、おおむね家屋敷の表間口間数（図4）と一致することである。もしかすると、吉左衛門町に所持する家屋敷の表間口を基準に、畑地の年貢負担を分担するために、便宜上所持面積を定めたのかもしれない。

ここで借地料にも注目しておきたい。法善寺からの借地料は一年あたり銀八〇目で、元禄段階の銀三九匁と比べると、かなり値上がりした。久宝寺屋の借地料は、宝永三年以前は家屋敷への取り込み部分だけで年に銀一三〇匁であったが、仕替え後は一年あたり銀一七〇匁である。借地面積は倍近くとなったが、四〇匁の増額に留まったのは、借り増した土地が「畑地」であるためであろう。つまり、借り主の土地の利用形態にあわせて借地料は変化し、宅地として扱う場合が最も高額で、家屋敷一体で利用された竹垣内の畑地についても、一般的な畑地の借地料よりは高額となったと考えられよう。

九郎右衛門町については、元禄一二年の富田屋・立花（橋）屋に加えて、山田屋四郎兵衛（図4でも確認できる）が所持する畑地も、竹垣に囲まれた（表5―B―1）。なお、今回は立慶町「角之芝居」裏の畑地に関する証文の仕替えは行われていない。元伏見坂町の替地でのこの土地の取り扱いが確定したためであろう。

ここで改めて、家持町人による「裏庭」の利用形態を、「万覚書」を参考にしながら考えたい。先述のように、久宝寺屋は建家の一部をはみ出させていたほか、小屋を建てていた。しかし、宝永三年の証文の仕替え後にも、久宝寺屋の家屋敷の裏手には、西の方に小さい小屋が一軒、真ん中あたりに一間半×二間程度の柿葺きの小屋があり、その他にも、「竹田外記囲之内ニ瓦ふき小屋壹軒」、「綿屋庄右衛門囲之内ニ雪隠壹ツ」があった。

表6 吉左衛門町裏手の竹垣内の畑地の地主と間数

元禄10年（1697）の一札(表4-1)			宝永3年（1706）の一札（表4-2）				享保6年（1721）の一札（表4-3）			
畑地の所有者	所持地間数		畑地の所有者・借地人	所持地・借地間数		畑地の所有者・借地人	所持地・借地間数			
	東西	南北		東西	南北		東西	南北		
—	—	—	久宝寺屋新左衛門 (庄屋甚左衛門からの借地分)	14間	6間4尺5寸	久宝寺屋新左衛門 (庄屋甚左衛門からの借地分)	14間	6間4尺5寸		
久宝寺屋妙順	21間2尺	6間4尺	久宝寺屋新左衛門	5間1尺	7間	久宝寺屋新左衛門	5間1尺	7間		
竹田外記			竹田新四郎	10間4尺	7間	竹田新四郎	10間4尺	7間		
綿屋七兵衛			綿屋庄右衛門	5間半	7間	綿屋庄右衛門	5間半	7間		
法善寺所持畑の借地人	借地間数		法善寺所持畑の借地人	借地間数		法善寺所持畑の借地人	借地間数			
	東西	南北		東西	南北		東西	南北		
北村六右衛門 家守岩井屋七郎兵衛	11間4尺	6間4尺	岩井屋七郎兵衛	11間5尺	6間4尺	岩井屋庄兵衛	2間1尺	7間		
伏見屋庄三郎			伏見屋ちやう家守伏見屋庄三郎			伏見屋ちやう代判武兵衛	3間	7間		
若江屋市郎兵衛			若江屋久右衛門			若江屋久右衛門	4間	6間6尺5寸		
足代屋長右衛門 家守富田屋市左衛門			北村六右衛門 家守富田屋市左衛門			北村六右衛門 家守富田屋市左衛門	2間4尺	6間4尺		

「道頓堀九郎右衛門町・吉左衛門町・立慶町裏畑地貸地一件之事」をもとに作成。

※注 表中の久宝寺屋新左衛門の借地は、家屋敷に取り込んでいる部分（表2-3、表2-4）に相当する。

この久宝寺屋・竹田外記・綿屋の三名は、元禄一〇年以前から家屋敷裏手の畑地を所持し、竹垣設置にも積極的であったと考えられる。おそらく彼らは、ここで見られるような雪隠や物置小屋といった、建家そのものではない付随的な住宅設備を置く「裏庭」を求めていたのである。つまり、家屋敷の奥行全体を利用する家持町人は、家屋敷の敷地内に配置できなかった付随施設を設置する土地を必要としていたのであり、家屋敷の「裏庭」として利用する上は、他者の通り抜けを避けるために、竹垣を設置したと考えておきたい。

なお、竹田近江は芝居主であり、家屋敷の奥行二〇間いっばいに芝居小屋が建っていた可能性が高い。そのすぐ隣の綿屋の家屋敷も、二軒の芝居小屋に並ぶ立地から、借屋などによって家屋敷の利用が進んでいたのだろう。そして、その西側の家屋敷の家持町人たちも、将来的に家屋敷裏手の畑地を「裏庭」として活用できることに利点を見出して借地に協力した結果、法善寺西裏く戎橋筋の町域裏手の全体を囲む竹垣を実現できたのではないだろうか。こうした意向は、九郎右衛門町の家持町人も共通であろう。

このように竹垣内は、実質的に家屋敷の一部として利用され、一札の取り決めとは異なり、小屋なども建っていた。しかし「万覚書」で難波村庄屋は、「右之通定ニ違候故、其分ニ致、拙者不得分ニいたし候事」と記しており、約定に違反している小屋類も取り壊さずそのままとし、自分は知らなかったことにする、と見逃している。

元禄一〇年に代官の許可を得て以来、証文の仕替え時に代官所役人が立ち会うことはなく、村が告発しない限り、こうした利用実態を役人に見咎められることもなかったと思われる。庄屋としては、久宝寺屋のように、事前の断り無く建家の敷地の一部として使用することは

問題視しつつも、小屋程度であれば咎めるつもりは無かったのではないだろうか。難波村からすれば、竹垣設置を承知した段階で、その内側が家屋敷の一部として利用されることは想定範囲内のことであり、明らかに宅地として利用することもなく、年貢も支払われていれば、別に構わないと考えていたのだろう。また、借地であれば通常より高額の借地代を得ることもできた。こうしたことから、家屋敷の「裏庭」とすることが、難波村の差障りとはならなかったと考えられる。

そして、享保六年（一七二一）九月、再び宝永三年四月五日と同様の証文・絵図の仕替えが実施された。この時には、吉左衛門町の法善寺からの借地についても、各家持町人の借地面積が明示されるようになった（表6）。享保期の家屋敷の屋敷割との対応関係は不明だが、借地料の分担の割合を定めるために定めた可能性もあろう。

法善寺からの借地料（年額）は、享保六年九月は新銀三五匁、翌年九月に新銀五五匁となった。「新銀」は、新井白石によって改鑄された銀貨で、銀の含有率が高く、それまで流通した悪質な貨幣のおおよそ倍のレートで取引された。このことを念頭に宝永三年段階の借地料と比較すると、享保七年の改定でかなりの増額となったと言える。

#### （4）竹垣設置部分のその後

なお、「裏側畑地一件」には、これ以降の証文は残されていない。「はじめに」で述べたように、吉左衛門町・九郎右衛門町の裏手には、享保八年（一七三三）に本堺町・本京橋町・本相生町の三町が替地で成立するが、その位置は、法善寺・竹林寺境内の西側、かつ吉左衛門町・九郎右衛門町裏手の竹垣設置場所の南側である。この三町はいずれも片側町で、本京橋町と本相生町の裏行は南北二〇間であったが、一番北側の本堺町のみ裏行が一三間であった。吉左衛門町・九郎右衛

門町裏側の竹垣設置場所の南北幅は六〜七間程度であることから、竹垣で囲まれた両町裏手の畑地はそのままとされたことがわかる。

すなわち、元伏見坂町の替地の際に、福永家が芝居小屋の敷地の一部として取り込んできた畑地について、福永家そのまま利用することを認め、当時の利用状況にあわせて元伏見坂町の町域が定められたように、この三町の替地にあたっては、両町の家持町人たちの権益が守られたのである。おそらく、竹垣によって空間的に家屋敷と連続させ、かつ家屋敷の「裏庭」としての利用実態があったことで、替地に伴う土地の収公を防げたのではないだろうか。

この土地のその後については、吉左衛門町・九郎右衛門町の水帳のうち、享保一五年（一七三〇）一二月に、町年寄・月行事と安井九兵衛（道頓堀開発を担った由緒から、両町を含む「川八町」を支配した）から、大坂町奉行所の役人に提出された奥書で知ることができる。ここでは、吉左衛門町の安政三年の水帳（大阪市立中央図書館）をもとに確認する。

これによると、竹垣設置場所にあたる土地は、「享保九甲辰年御預地被仰付置」たという。「御預地」とは、「町奉行所から預けられた土地」という意味であると考えられる。三町の替地後、この土地は、難波村領でありながら、家屋敷の「裏庭」として吉左衛門町・九郎右衛門町の家持町人に利用されるという特別な性格から、いずれの町域にも含まれなかったが、日常的にはこれまで通り利用できるように、両町へ預けられていたのではないだろうか。

ところが、「同十五庚戌年八月中井忠蔵学問所御用地可被召上処、私共地代銀差上、銘々屋鋪ニ進退仕、向後古町並ニ家建候様被仰付」たとあり、享保一五年八月に中井忠蔵の学問所（懷徳堂）の「御用地」として「御預地」が収公されそうになったが、家持町人らが地代銀を

上納することで、当時の屋敷割にあわせて「御預地」が分割され、表側の家屋敷の家持町人に渡された。そしてこれ以後は、元「御預地」も、大坂三郷の町々同様に宅地とすることが認められた。

その後、懷徳堂は忠蔵の希望によって尼崎二丁目に設立され、この敷地（三役分）は除地となった。この三役分の町役は、本来は学問所御用地として召し上げられるはずであった「御預地」を町域に含む両町に負担が命じられ、吉左衛門町は一役三步、九郎右衛門町は一役七歩を、町役に追加することになった。

以上が水帳の奥書の内容である。竹垣設置場所は、替地用地として収公されずに済んだが、すぐに両町の町域に含まれたのではなく、一旦は「御預地」となった。そのため、懷徳堂の設立場所として再び収公されそうになったが、「地代銀上納」を申し出ることで、それを回避するだけでなく、町域一般と同様に建家も可能な土地とすることができた。このことが認められた背景には、忠蔵がこの土地を望まなかったという事情もあるかもしれない。そして、この経緯との兼ね合いで、町域拡張部分として与えられた土地に相当する賦課として、懷徳堂が免除された三役分の町役を両町で分担することとなったのである。

以上のような経過をたどって、事実上、家屋敷の「裏庭」として利用してきた畑地は、正式な町域の一部となった。

### おわりに

本稿では道頓堀南側、芝居町周辺の一帯における都市域の拡大過程を見てきた。元伏見坂町が替地先に選んだ立慶町南裏の土地は資本としての価値があり、大坂町人による土地所持も多く見られた。伏見坂町の町人たちは繁華な土地、更には「茶屋町」での借屋経営を望

んだのであるが、こうした収益の見込める土地を所持して活用しようとする意向は、替地先の土地の地主にも見られた。つまり、坂町町人は、家持町人一般に共通する志向を、替地という方法で実現させたのである。

吉左衛門町・九郎右衛門町では、一七世紀後半には、芝居主である家持町人を中心に、裏手の畑地を建家の敷地の一部として利用することが見られた。この地域が芝居町を中心に発展するなかで、家屋敷全体を利用できる家持町人も増加し、元禄後期には、両町裏手の畑地のある程度まとまった範囲を竹垣で囲い、実質的に家屋敷の「裏庭」とする動向が見られた。この竹垣は難波村の同意のもとで存続し、様々な経緯を経て、享保期には正式に町域の一部となった。同じく芝居町である立慶町でも、こうした家持町人による家屋敷裏手の難波村畑地の利用が、特に吉左衛門町との町境である太左衛門橋筋近辺で進んだ可能性もある。しかし、元禄一年ごろから伏見坂町の替地が現実味を帯び始めたことを考慮すると、家持町人による土地利用が進む前の段階で、元伏見坂町の町域として宅地化したと整理できよう。

本稿で分析した宅地化の事例は、公儀権力の都市計画によるものではなく、芝居町周辺の発展をうけて、家持町人（地主）の意向に基づく土地利用が進展した結果である。このように、都市域の外縁部の拡大のひとつの段階として、そこで暮らす町人たちの営みのなかで生じた土地利用の展開があると言えよう。また、こうした事態の進展後に、替地などの公儀権力による開発が実施される場合も、一律に土地の収公・宅地化が推し進められるのではなく、地主の大きな損失になると判断されれば、それまでの権益が尊重された。そのため、公儀による開発をきっかけとして、社会的実態レベルで展開していた事実上の宅



地化が公的に認められ、都市域の範囲が確定されていったのである。そして、道頓堀の場合、芝居小屋が定着し、繁華街としての発展が進んだ一七世紀後半から一八世紀初期に、こうした「宅地開発」の一段階があったのである。

今回の分析によって、道頓堀東側の南岸部について理解を深めることができた。これは、一八世紀半ばの難波新地開発や、当該地域付近の難波村領内で進む新建家場の成立（町家の開発）を分析する前提になると考えている。こうした認識のもと、今後は一八世紀以降の展開についても分析を進めたい。

## 【註】

- (1) 木上友梨佳「近世大坂の芸能をめぐる社会構造―芝居地・新地芝居・宮地芝居のあり方に即して―」（『道頓堀の社会Ⅱ空間構造と芝居』、大阪市立大学重点研究B「一七世紀・大坂の都市民衆の生活世界の再構成―法と社会の視点から―」（研究代表者：塚田孝）事業報告書、二〇一五年）。
- (2) 塚田孝「近世大坂の茶屋をめぐる」（同『近世大坂の都市社会』第二部第一章、吉川弘文館、二〇〇六年）。
- (3) 内田九州男「都市の建設と町の開発」（『日本都市史入門Ⅱ 町』、東京大学出版会、一九九〇年）。
- (4) 塚田孝「十七世紀における都市大坂の開発と町人」（同編『大坂における都市の発展と構造』山川出版社、二〇〇四年）。
- (5) 八木滋「近世前期大坂道頓堀の開発過程と芝居地」（出典は注1木上論文と同じ）。
- (6) 注2塚田論文。町奉行所も、繁華街の拡張となることは理解した上で開発を許可したものと考えられる。なお、享保十九年（一七三四）の西高津新地も町人主導の開発であり、難波新地と同様の性格をもっていたと

想定される。

- (7) かつては上難波村と下難波村が存在したが、より北に位置した上難波村領域は大坂三郷への編入が進み、元禄一三年（一七〇〇）に残る村領域が下難波村に組み込まれて上難波村は消滅、同年に下難波村は難波村と改称した。本稿で検討する「成舞家文書」は、難波村（もと下難波村）の庄屋家が編さんしたものであり、分析内容に上難波村は関与しないことから、以上の変遷を理解した上で、本稿では史料の引用部分を除いて、一貫して難波村と表記する。

- (8) 大阪市史編纂所編『大阪市史史料第十輯 古来より新建家目論見一件』、一九八三年（解題：内田九州男氏）、九三―一二三頁。

- (9) 以下の記述は、史料3の一条目・二条目に基づく。

- (10) この二人の地主には、伏見坂町から「内証銀」を渡している。

- (11) 福永家が所持する家屋敷（延宝七年までに表口三四間）には、「角之芝居」の東隣にもう一軒の芝居小屋があり、元禄末年の旗揚げ時の豊竹座が劇場として借りていた（久堀裕朗「道頓堀の人形浄瑠璃興行に関する覚え書き」・豊竹座・陸竹座の変遷について」（『文学史研究』五六巻、二〇一六年）。

- (12) 九郎兵衛へ譲られた土地が元伏見坂町の町域外であることは間違いないが、安政三年の立慶町の水帳（大阪市立中央図書館）では、家屋敷の興行はすべて二〇間であり、立慶町の町域にも含まれなかったことがわかる。この土地は以後も、立慶町の家屋敷の一部として利用されたのである。なお、正式な立慶町の町域とはならず、年貢地のままだったようである。なお、元伏見坂町が、町域南側に九郎兵衛へ譲った分の土地を買い足したのは、元禄一六年の替地完了以前であると考えておきたい。

- (13) 前掲註1論文。

- (14) 大阪公立大学杉本図書館所蔵「日本経済史史料」のうち、「享保十二末年閏正月ヨリ茶屋町へ相成候願一件之写」。なお、塚田氏による分析がある（前掲註2論文）。

- (15) 久堀裕朗「道頓堀の人形浄瑠璃興行に関する覚え書き（二）…竹本座と金毘羅大芝居のことなど」、『文学史研究』六〇巻、二〇二〇年。
- (16) 前掲註1論文。
- (17) なお、町年寄の「竹田外記」は、地主の一人でもある。
- (18) 九郎右衛門町で一札が作成された直接的な契機は、竹垣内部の土地の買得とも読めるが、実際にこのタイミングで買得したかどうかは不明である。少なくとも富田屋の家屋敷への取り込み部分については、家屋敷とセットで売買されたと考えの方が自然である。
- (19) この部分は難解である。あるいは、元禄一〇年段階の竹垣の西端に連続して板塀を設置し、家屋敷への取り込み部分も含む家屋敷裏側全体（宝永三年の竹垣延伸部分相当）を囲っていたと解釈すべきかもしれない。
- (20) 宝永三年・享保六年の一札では、家屋敷への取り込みについて言及されないが、実際の土地の利用状況に変化は無かったと思われる。
- (21) 元禄期までの一札では、久宝寺屋が取り込んでいた土地は東西幅一間半で、宝永三年の借地の東西幅一間と一致しないが、理由は不明である。
- (22) 享保六年以降の借地証文では、借地料を「我々四人方が割合ニ而法善寺へ相渡し可申候」という文言が見られる。
- (23) 安政三年の三町の水帳（大阪商業大学商業史博物館）をもとに記述。
- (24) 九郎右衛門町については、文化一二年の水帳（大阪商業大学商業史博物館）で、奥書を確認した。なお、この奥書で竹垣設置場所に相当する土地の間数がわかるが、吉左衛門町が「東西四拾三間三尺五寸、南北六尺杖東ニ而六間・西ニ而六間式尺五寸」、九郎右衛門町が「東西五拾六間半、南北六尺杖東ニ而六間式尺三寸西ニ而六間式尺五寸」とあり、いずれも「裏側畑地一件」の享保六年の一札の数値（吉左衛門町は東西幅四七間、九郎右衛門町は東西幅四五間三尺）と一致しない。三町の替地用地が確定するなかで調整された結果であろうか。

（京都精華大学）